

X III 特定福祉用具販売事業者

1 業務内容

(1) サービス内容

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具等（いわゆる福祉用具）のうち入浴又は排せつに使用するものその他の厚生大臣が定めるものを販売すること

(2) 事業者の責務

責務等の内容	根拠
①適切な特定福祉用具販売サービスの提供	法第73条
②提供する特定福祉用具販売サービスの質の評価を行うこと	法第73条
③市の条例で定める員数の従業者を有すること	法第74条
④申請事項の変更の届出（10日以内）	法第75条
⑤事業の廃止・休止（1月前まで）、再開届出（10日以内）	法第75条
⑥市長への報告、書類の提出・提示命令、出頭、質問、検査に応じること	法第76条
⑦市長の勧告、勧告に係る措置をとるべきとの命令に従うこと	法第76条の2

(3) 指定の取消等（法第77条）

次のいずれかの事由に該当した場合には、指定の取消、指定の全部若しくは一部の効力の停止が行われます。

- ① 法第70条第2項第4号から第5号の2、第10号、第10号の2、第11号又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき
- ② 事業所の従業者の知識若しくは、技能又は人員について、市の条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき
- ③ 運営基準に従って適正なサービスの提供ができなくなったとき
- ④ 要介護者の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しないとき
- ⑤ 居宅介護サービス費等の請求が不正にあったとき
- ⑥ 市長への報告や帳簿書類の提出・提示命令に従わないとき、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑦ 市長の出頭命令や質問に応じないとき、虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき
- ⑨ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に基づくもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- ⑩ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- ⑪ 役員のうち、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき